**令和４年度就労環境改善サポート補助金**

**実績報告時に必要となる書類（チェックリスト）**

※実施される事業の内容によっては、追加の書類等の提出をお願いすることがあります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | | | 留意点 | ✔ |
| 共　通 | 実績報告書（様式第５号） | | | | □ |
| 支出した経費の事実を証明する書類 | 発注書・契約書等（写し） | | ・見積もり内容と整合性が取れていること  ・日付は交付決定日又は事前着手日以降であること  ・契約書の場合は金額に応じて収入印紙が適正に処理されていること  ・当該書類の発行がない場合は発注したことを証明する書類を添付のこと | □ |
| 納品書（写し） | | ・納品日が事業実施期間内であること | □ |
| 請求書（写し） | | ・発行者が明記されていること  ・請求日が取組実施期間内であること  ・請求内容（明細・積算根拠）が記載されていること  ・振込先が明記されていること（振込の場合） | □ |
| 領収書等（支払いを証する書面） | | ※支払い方法に応じた詳細は後述を参照のこと | □ |
| 請求書（様式第８号） ※通帳の表紙・見開き面のコピー等を添付のこと | | | | □ |
| 取得財産管理台帳（様式第６号） | | | ・購入した機器等の取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の場合添付が必要 | □ |
| 実施する事業ごとに必要な書類 | 就業規則等の作成・見直し | | 新たに作成又は見直しした就業規則等（写し） | ・従業員代表者の意見書含む  ・表紙に労働基準監督署の受理印があるもの  （受理印の日付は取組実施期間外でも差し支えないが、従業員代表者が同意した日及び規程の施行日は取組実施期間内であること） | □ |
| 機器等の導入 | | 新たに整備した機器等の写真 | ・全体像の他、品番、型番及び個体製造番号も撮影すること  ・同一物を複数購入した場合は１枚の写真に入るように撮影し、個数確認ができること | □ |
| 施設の  整備 | | 新たに整備した施設や設備等の写真 | ・設置場所等が設置前と比較できるように撮影した写真  ・全体像の他、個々の設備等も撮影すること  ・品番、型番及び個体製造番号も撮影すること | □ |
| 効果測定結果を示す書類 | | | 温湿度計測・勤怠管理表等 | ・効果測定期間中（２週間程度）の計測結果を添付資料にまとめること | □ |
| 従業員アンケート等 | ・効果測定期間中の導入効果について従業員にアンケートを取り、結果を添付資料にまとめること | □ |

**（参照）支出した経費の事実を証明する領収書等**

・振込依頼書、領収書等は、補助対象経費と照合して一致する必要があります。

・１枚の領収書に当補助金以外の複数の経費が含まれる場合は、その内訳が分かるものを添付してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支払方法 | | 請求書 | 領収書等 | その他書類 | 備　考 |
| 現　金 | | 〇  （購入明細が明記されていること）  ※店頭購入等で請求書の発行が受けられない場合には領収書に購入内容の明細あること） | 領収書写し  （内訳明細が記載されていること） | ― | 適切に収入印紙が貼付・処理されていること  （電子交付は不可） |
| 銀行  振込 | 窓 口 | ○  （購入明細と振込先口座情報が明記されていること） | 振込受付書等写し | ― | 小切手による入金は不可  現金処理、口座振替のみ可 |
| ＡＴＭ | 〇  （購入明細と振込先口座情報が明記されていること） | ATM利用明細写し | ― |  |
| インターネットバンキング | 〇  （購入明細と振込先口座情報が明記されていること） | ― | ①取引明細照会画面写し  +  ②振込完了画面の写しまたは預金通帳写し | ※他の事業費等を合わせて処理している場合は、当該事業費が含まれていることを確認できる書類を併せて提出すること |
| 口座振替 | | 〇  （振替指定日、振替口座情報（科目、口座番号）、請求明細が明記されていること） | ― | 口座引落しが完了したことがわかる書類（預金通帳の写し・入出金明細表等） | ※他の事業費等を合わせて処理している場合は、当該事業費が含まれていることを確認できる書類を併せて提出すること |
| クレジットカード | | 〇  （クレジットカード利用明細とクレジットカードの名義が明記されていること） | ― | 口座引落しが完了したことが分かる書類（預金通帳の写し又は入出金明細画面の写し） | ※カード名義が交付申請者名義であること |

※申請者以外（従業員・家族等）による立替払いは認められません。

※申請者（法人の場合は法人名義、個人の場合は代表者本人名義）以外の名義のクレジットカードで支払ったものは補助対象となりません。

(裏面あり)

※上記以外の支払方法は補助対象となりません。